



2011.5.18

16:00~16:45

# 教員採用試験1次対策講座 教育時事

担当:山崎雄介

(大学院教職リーダー専攻/学部学校教育講座)

0. 関東圏での平成23年度教員採用試験(2010実施)で出題された  
時事問題(1)(自治体ごとの施策を除く問題の現物は別紙①)

・[教育振興基本計画](#)(2008.4)

→茨城県

・当該自治体の学校教育方針, 施策

→茨城県, 埼玉県・さいたま市(小中養, 高各々), 千葉県・千葉市,  
東京都

・『[学校評価ガイドライン](#)』(2010.7改訂)→栃木県

・『[生徒指導提要](#)』(2010.3)

→茨城県

・[指導要録改訂](#)(2010.5), 中教審『[児童生徒の学習評価の在り方について\(答申\)](#)』(2010.3)

→茨城県

・『[教育の情報化に関する手引](#)』(2009.3)

→群馬県

## 0. 関東圏での平成23年度教員採用試験(2010実施)で出題された 時事問題(2)

- [PISA](#)

  - 群馬県, 栃木県

- 「[問題行動を起こす児童生徒に対する指導について\(通知\)](#)」(2007.2)

  - 埼玉県・さいたま市, 千葉県・千葉市

- 「[児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査](#)」(平成20年度分, 2009.12公表)

  - 東京都

- 「[特別支援教育の推進について\(通知\)](#)」(2007.4)

  - 神奈川県・横浜市／川崎市／相模原市

- 『[学校の危機管理マニュアル](#)』(2010.1)ほか安全教育

  - 東京都

1. 群馬以外の近県・自治体の学校教育方針について(1)  
茨城(学校教育指導方針)

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/gimu/shido22/index.htm>

栃木(平成23年度教育施策)

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/kyouikuiinkai/documents/sesaku23.pdf>

(とちぎ教育振興ビジョン)

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/kyouikuiinkai/vision3.html>

埼玉県(生きる力と絆の埼玉教育プラン)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/saitamakyouikuplan.html>

(平成23年度教育行政の重点施策)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/438138.pdf>

1. 群馬以外の近県・自治体の学校教育方針について(2)  
埼玉県(不祥事防止の行動指針)

[http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/  
attachment/423745.doc](http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/423745.doc)

さいたま市(さいたま市学校教育ビジョン)

<http://gakkoukyouiku.saitama-city.ed.jp/>

(主要施策)

[http://gakkoukyouiku.saitama-city.ed.jp/sosiki/  
syuyousisaku.html](http://gakkoukyouiku.saitama-city.ed.jp/sosiki/syuyousisaku.html)

千葉県(みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン)

[http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/  
keikaku/plan/](http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/keikaku/plan/)

(平成23年度「学校教育指導の指針」)

[http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/  
h21-shishin.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/h21-shishin.html)

1. 群馬以外の近県・自治体の学校教育方針について(3)  
千葉県(千葉県学校教育推進計画)

<http://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kikaku/suisinnkeikaku.html>

東京都(東京都教育ビジョン)

<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/pr080522v.htm>

(東京都の重要な政策情報)

<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/seisaku.htm>

(教員人材育成基本方針)

<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/jinji/jinzai.htm>

1. 群馬以外の近県・自治体の学校教育方針について(4)  
神奈川県(かながわ教育ビジョン)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4816/>

(平成23年度「学校運営及び学校教育指導の重点」)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6685/>

横浜市(各種プラン・方針)

[http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/  
plan-hoshin/](http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/plan-hoshin/)

川崎市(かわさき教育プラン)

[http://www.city.kawasaki.jp/88/88kikaku/home/  
plan/planindex.htm](http://www.city.kawasaki.jp/88/88kikaku/home/plan/planindex.htm)

相模原市(主な施策・教育指針)

[http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kyouiku/  
shisaku/index.html](http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kyouiku/shisaku/index.html)

## 2. 群馬県の教育時事(1)

### (1) 群馬県教育振興基本計画

#### ポイント

- ・期間 H21～25の5年間
- ・基本目標:たくましく生きる力をはぐくむ  
～自ら学び, 自ら考える力を～
- ・主要目標(1)基礎学力の定着を図る, (2)健康な体と豊かな心を育てる, (3)個性や能力を伸ばし, 一人ひとりの夢をはぐくむ, (4)社会の変化に対応し, 社会に貢献する人材を育てる, (5)安全で充実した学習環境を整備する, (6)学校・家庭・地域の連携を推進する, (7)多様なニーズに応える生涯学習・社会教育を推進する, (8)生きる喜びと創造性を育む文化・スポーツを振興する, の8つ。

## 2. 群馬県の教育時事(2)

### (2) 群馬県子ども読書活動推進計画 (第二次) (H22.3策定)

#### ・背景

子どものコミュニケーション能力, 他人を思いやる気持ちなどに課題→それらを育てる手段の1つとしての読書

第1次計画がH21年度で終了→H22~26の5年間につき再度計画を策定

#### ・3つの柱

- 1 家庭・地域・学校等における読書活動の推進
- 2 読書活動に関する理解と関心の普及
- 3 関係機関等の連携・協力

## 2. 群馬県の教育時事(3)

### (3)ぐんまの子ども基礎・基本習得状況調査

・対象学年.....小学校5年生, 中学校2年生(抽出)

・対象教科.....小学校:理科, 社会, 音楽, 図工, 家庭,  
中学校:理科, 社会, 音楽, 美術, 技術・  
家庭, 外国語

(別途全国調査のある国, 算/数, 体育以外すべて。実技を含む調査は全国初)

+児童(生徒)質問紙(調査対象教科について)

学校質問紙(教育活動全般, 調査対象教科について)

・実施時期.....平成23年2月。結果速報は以下。

[http://www.karisen.gsn.ed.jp/boe/htdocs/index.php?action=pages\\_view\\_main&page\\_id=651](http://www.karisen.gsn.ed.jp/boe/htdocs/index.php?action=pages_view_main&page_id=651)

その他，県の施策については以下のサイトから県教委義務教育課の資料へのリンクが並べてあるので必要に応じ閲覧を。

[http://www.karisen.gsn.ed.jp/boe/htdocs/index.php?action=pages\\_view\\_main&page\\_id=24](http://www.karisen.gsn.ed.jp/boe/htdocs/index.php?action=pages_view_main&page_id=24)

### 3. 国レベルの重要資料(1)

#### (1) 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について(通知) (H22.1)

- ・背景.....東京・江戸川区で小1児童が虐待死した事件で、学校等関係機関で有効な対応が取れなかったことを契機に、対応の方針を整理。
- ・学校・教職員の(努力)義務(Cf. 児童虐待防止法)
  - 1) 児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない
  - 2) 児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない
  - 3) 児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない

(次頁に続く)

### 3. 国レベルの重要資料(1)

#### (1) 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について(通知)(H22.1)(続き)

- ・すべての者の義務(Cf. 児童虐待防止法)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は, 速やかに, これを市町村, 都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村, 都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に 通告しなければならない

- ・学校における対応

(1) 学校の教職員は, 職務上, 児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し, 学校生活のみならず, 幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察, 注意を払いながら教育活動をする中で, 児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。

### 3. 国レベルの重要資料(1)

#### (1) 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について(通知)(H22.1)(続き)

そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成すること。

(2) 虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は市町村、都道府県の設置する福祉事務所へ通告すること。児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。関係機関への通告又は相談を行った後においても、継続的に当該機関と緊密に連絡を取り合うなどして児童虐待の防止上必要な対応を図ること。

(3) (略。管理職、教委への報告、連絡、相談の徹底)

### 3. 国レベルの重要資料(2)

#### (2) 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(H23.1)

- ・背景.....H16年の「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観，職業観を育てるために～」に代わる，キャリア教育についての包括的な方針案。
- ・ポイント.....H16年報告には含まれなかった幼児期，高等教育(大学以降)も含め，より包括的な能力構造を提起(別紙①→上記答申「概要・附属資料」より，PDFファイルのp.109ほか)。ちなみにH16年報告では「人間関係形成能力」，「情報活用能力」，「将来設計能力」，「意思決定能力」の4本柱(各々がさらに2つの下位能力に区分される)で整理。

### 3. 国レベルの重要資料(3)

#### (3) 「[教育の情報化ビジョン](#)」(H23.4.28)

- ・昨年8月に「骨子」が公表され、H22年度中に完成予定が、震災等もあり上記日程(ちなみに「総合演習」でザキヤマが時事問題を講じた翌日)に。国のIT戦略本部の「新たな情報通信技術戦略」(H22.5)の教育分野のとりくみとして、また閣議決定「新成長戦略」(H22.6)の一環として、2014年までにわたるとりくみの方針を規定。

- ・「教育の情報化」を以下の3側面から展開。

①情報教育(情報活用能力を育む教育)

②教科指導における情報通信技術の活用

③校務の情報化(情報共有によるきめ細かな指導, 事務作業の負担軽減)

⇔一方で、情報化の「影の部分」への対応(情報モラル教育, 有害環境対策など)も

### 3. 国レベルの重要資料(3)

#### (3)「教育の情報化ビジョン」(H23.4.28)(続き)

・「情報活用能力」を3つの観点から捉える

- ①情報活用の実践力(課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力)
- ②情報の科学的な理解(情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱い、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解)
- ③情報社会に参画する態度(社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度)

・新学習指導要領「学力の3要素」にかかわる授業例  
→別紙②(「教育の情報化ビジョン」pp.15-17)参照

### 3. 国レベルの重要資料(4)

#### (4) 学校の危機管理マニュアル(H19.11)

全文は文科省サイト「学校安全(刊行物)」ページにて入手可能。ここではさしあたり不審者への緊急対応フローチャートを別紙③(「分割版(1)pp.1-2)として用意したので一覧を。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1289310.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm)

#### (5) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H22.3)

(上記URLから入手可)

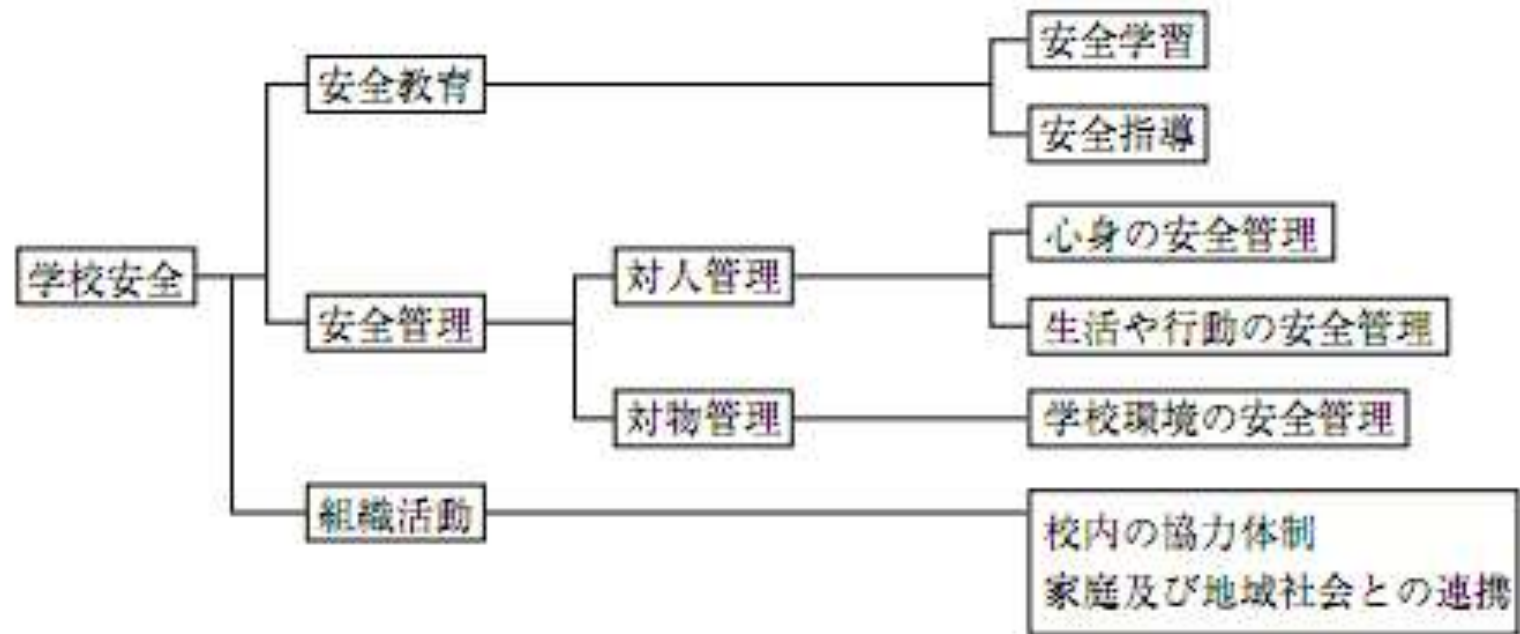
- ・学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つ
- ・学校安全は、安全教育と安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成

### 3. 国レベルの重要資料(4)

#### (5) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H22.3)続き

(図1)

学校安全の構造図



## 4. その他, 時事関連で(1)

### (1) いじめ

県内で大きな事件があったから出題, というジャーナリスティックな反応を出題者がするかはいささか疑問ではあるが, 重要課題ではある。別紙④に『[生徒指導提要](#)』から関連部分(pp.184-186)を用意したので確認を。また[H21問題行動調査](#)から, 学年別の件数の推移(小は5年生, 中は1年生が最多), 発見のきっかけ, いじめの態様などの確認を。

### (2) 近年改正, 制定された法令

- ・[学校保健安全法](#).....学校保健法から名称変更, 「学校保健計画」「学校安全計画」の策定を学校に義務付け。
- ・[学校給食法](#).....食育の観点を大幅に導入, 学校給食の目的, 栄養教諭の役割などを規定(条文は次頁)。

## 4. その他, 時事関連で(2)

### ・学校給食法

**第二条** 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

## 4. その他，時事関連で(3)

### ・学校給食法

**第十条** 栄養教諭は，児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため，学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導，食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において，校長は，当該指導が効果的に行われるよう，学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては，当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い，当該地域の食文化，食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は，栄養教諭に準じて，第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては，同項後段及び前項の規定を準用する。

## 5. 最後に

皆さんに対して1次対策絡みで話をするのは多分最後なので、時事以外の教職教養についても一言。群馬の場合法令、心理学(心理テスト, 発達・パーソナリティ理論)が頻出分野なので、改めて確認を。この辺、今年1月の対策講座で少し詳しく講じたので、当日のレジュメをザキヤマ研のサイトにアップしておきました。来られなかった人、レジュメを紛失した人は参考にしてください。

では、健闘を祈ります!! 不安もあるでしょうが、みなさんならきっと大丈夫です!!



元気ですか〜〜！  
元気があれば  
採用試験も受かる！